

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

プロポーザル方式業者選定委員会委員長

1 業務の概要

- (1) 業務名 道路照明灯・公園園内灯LED化業務委託
- (2) 業務目的

小川町は道路照明灯・公園園内灯併せて約1,100灯の照明施設を管理しており、その約半数を占めているのが水銀ランプであり、今後一斉に更新時期を迎える可能性がある中、LED化率は全体の約1割に留まっている。加えて、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年より禁止となったことから、水銀ランプを使用する照明灯の更新を早急に進める必要がある。

上記の町を取巻く環境を鑑み、道路照明灯及び公園園内灯を一括LED化することで、上昇傾向にある電気料金や維持管理費の大幅な削減に繋がる。また、温室効果ガスの排出量も削減できることから、町の策定する第2次環境基本計画の取組みを推進し、地球温暖化対策に一定の効果が期待できる。

なお、本事業においては、設備導入後の維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、この事業の目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために、提案の募集を公募型プロポーザル方式により行うものである。

- (3) 契約期間

ア 契約方式：ESCO契約（ギャランティード・セイビングス契約）

特記事項：本事業は、ギャランティード・セイビングス契約で行うため、対象設備の改修に係る工事等初期費用は町が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に町に対して対象設備の引渡しを行った後10年間の維持管理期間中、導入設備の運用管理・維持管理（定期点検等）に係る業務を行うものとする。

- イ 契約期間：契約締結日から令和16年3月31日まで
ESCOサービス期間（維持管理期間） 10年間
（令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）

(4) 業務内容

ア 事業対象

LED改修対象は以下の①～②の2設備を対象とし、維持管理における対象は③の町が新設した照明灯及び町に移管される照明灯を加える。

なお、既にLED化されている設備は更新対象には含めないが、維持管理の対象とする。

① 道路照明灯

町の管理する道路照明灯を対象とする。

② 公園園内灯

町の管理する公園に設置されている公園園内灯を対象とする。

ただし、トイレ等の建物内の照明は対象外とする。

③ 維持管理期間中に新設したLED照明灯（道路照明灯・公園園内灯）

町が新設したLED照明灯及び開発行為等において原因者負担により新規設置され、町に移管されるLED照明灯の維持管理についても維持管理事業に含むものとする。

イ 業務概要

LED化されていない道路照明灯（952基）・公園園内灯（62基）の設計施工及び道路照明灯（1,046基）・公園園内灯（66基）における10年間の維持管理業務、省エネ効果の検証業務を委託する。

(5) 委託見積上限額

金 170,510,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

うち道路照明灯 金 136,890,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

うち設備改修費 金 130,620,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

うち維持管理費 金 6,270,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

うち公園園内灯 金 33,620,000（消費税額及び地方消費税額を含む）

うち設備改修費 金 33,070,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

うち維持管理費 金 550,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※税制度の変更があった場合は、町と協議を行うものとする。

(6) 業務実施上の条件

ア 誠実な事業遂行

- ① 事業者は、提案募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、町と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

③ 導入設備の設置後から契約満了（10年間）までの間、不点灯などの不具合発生時に速やかに対応を行うこと。

イ 契約期間中の町と事業者の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、町は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

ウ 町と事業者の責任分担

① 基本的な考え

本事業の提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

② 予想されるリスクと責任分担

町と事業者の責任分担は、原則として以下の「表：予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

内定者が協議の実施後、本契約の締結が困難になった場合、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 提案書と維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、内定者の責により契約ができない場合は、町は内定者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

(2) 町の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、町と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	事業者
事業全般	実施要項の誤り	○	
	提案の誤り		○
	効果保証の未達		○
	第三者賠償		○
	安全性の確保		○
	環境の保全		○
	制度の変更	協議	
	事業の中止・延期	町の指示	○
周辺住民等の反対による事業の中止・延期		協議	
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○

計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	応募コスト	事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	資金調達	応募コストの負担		○
工事段階	不可抗力	必要な資金の確保に関すること	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	協議	
	立ち入り許可	町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	町の指示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	町の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期		○
	工事費増大	町の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断の不備による工事費の増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
一時的損害	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
	引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	
支払遅延・不能	町の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○		
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、町の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の増大	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	設備の損傷	町の過失又は町の施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	町施設の損傷	事業者の故意・過失に起因する町の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による町の施設・設備の損傷	○	
瑕疵担保	導入設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○	
契約不適合	導入設備に関する契約不適合責任		○	
効果検証	設備の不良	導入設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測検証	計測・検証報告への疑義		○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、町の施設運営・業務への障害		○

(7) 業務所管課

道路照明灯に関する事項：建設課 土木グループ

公園園内灯に関する事項：都市政策課 都市政策グループ

(8) その他必要事項

無し

2 実施スケジュール

(1) 公募型プロポーザル方式の手続き開始の公表

令和5年4月5日（水）

(2) 参加申込書の提出〆切

令和5年4月18日（火）

(3) 企画提案者の選定及び提案依頼

令和5年4月20日（木）

(4) 質問書の提出期間

令和5年4月20日（木）から4月28日（金）

(5) 上記質問の回答期限

令和5年5月2日（火）

(6) 企画提案書等の提出期限

令和5年5月19日（金）

(7) 企画提案書等の審査

令和5年5月22日（月）

(8) 内定者の決定

令和5年5月23日（火）

(9) 契約締結

令和5年6月（予定）

※議会の議決後、本契約とする。

(10) 設備改修

契約締結日から令和6年2月29日（木）

(11) 完了検査及び設備改修工事費支払い

令和6年3月（予定）

(12) 維持管理

令和6年4月から令和16年3月末

3 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

参加申込書(様式第6号)、技術資料(様式第13号)及び添付資料を提出のこと。

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和5年4月18日(火)17時00分まで

イ 提出場所：〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

小川町建設課 土木グループ 小川町役場2階

TEL：0493-72-1221（内線264）

e-mail：ogawa112@town.saitama-ogawa.lg.jp

ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限必着）

(3) 参加申込の資格要件

ア 参加要件

- ① 参加者は、グループ構成とし、グループ内すべてが日本国内の企業とする。
- ② 参加する際は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が町との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加者は、グループの構成員すべてを明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- ④ グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員及び下請けに入ることはできない。

イ 参加者の役割

- ① 参加者は、次の役割をすべて担い、グループの各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、2つ以上の役割を担うことも可能とする。
 - (1) 事業役割：町との対応窓口及び契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - (2) 設計役割：設計・計画に関する業務をすべて実施する。
 - (3) 施工役割：施工管理・施工に関する業務を実施する。
 - (4) 維持管理役割：維持管理に関する業務を実施する。
 - (5) その他の役割：上記以外の業務を実施する。

- ② 参加者は、グループ代表者及び各構成員間の役割に関する合意書を町に提出すること。

ウ 参加者の資格要件

参加者の資格要件は以下のとおりとする。

- ① 参加者は、参加申込書及び技術資料により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

- ② 参加者は、各種対策により対象設備の省エネルギー効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
- ③ 参加者は、維持管理を円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。
- ④ 事業役割及び設計役割を担う者は照明灯E S C O事業の事業役割としての実績を有すること。
- ⑤ 施工役割を担う者に必要な条件は以下の通りとする。
令和5・6年度小川町指名参加業者名簿に対象業務に対応する業種（電気工事業の電気設備工事）に登載されている者。
- ⑥ 維持管理役割を担う者に必要な条件は以下の通りとする。
令和5・6年度小川町指名参加業者名簿に対象業務に対応する業種（電気工事業の電気設備工事）に登載されている者。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑩ 次に該当しない者。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑪ 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的

関係がないこと。

エ 地元業者の活用

施工及び維持管理役割の下請け業者の選定においては、可能な限り町内の電気事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

参加に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、町は参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

(4) 町からの提供資料

町が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者の提案は1件を上限とする。

(6) 構成員の変更の禁止

参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、町が認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、町が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合、若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。

(9) その他

本事業提案への参加者が1者であった場合であっても、当町の定める評価得点を上回る提案であった場合は内定者として契約に向けて交渉を行う。

5 提案者の選定に関する事項

(1) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数

(2) 非選定理由に関する事項

業務の実施について業務遂行力、専任性及び実施体制を勘案し、業務の実施が困難であると見込まれる場合は、「提案者の選定等について（通知）（様式第8号）」を参加申込者へ送付する。

6 提案書の作成に関する事項

(1) 企画提案者の選定及び提案依頼

令和5年4月20日（木）に企画提案者の選定及び提案依頼を参加者（代表者）に文書で連絡する。

(2) 質問書の提出

本事業に関し質問がある場合は、質問書（様式第3号）を提出することができる。質問書は以下のとおり提出すること。なお、本事業の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和5年4月20日（木）午前9時00分から

令和5年4月28日（金）午後4時00分までとする。

イ 提出方法

電子メールとし、表題に「道路照明灯・公園園内灯LED化業務委託質問書」と明記する。なお、送信者は到着確認を電話にて行うこと。

ウ 提出先

小川町建設課 土木グループ

TEL：0493-72-1221（内線264）

e-mail：ogawall2@town.saitama-ogawa.lg.jp

エ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年5月2日（火）までに町公式ホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭によ

る個別対応は行わない。また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

(3) 参加を辞退する場合

選定通知兼提案依頼書を通知された参加者が以降の選定参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日午後4時00分までに提案辞退届（様式第14号）を1部、事務局に持参すること。

(4) 提案書の提出について

ア 参加者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

- ① 提案書提出届（様式第4号）
- ② 提案総括表（様式第5号の1～第5号の2）
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第6号）
- ④ 使用機器提案書（様式第7号）
- ⑤ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第8号）
- ⑥ 維持管理等提案書（様式第9号の1～第9号の2）
- ⑦ 業務工程計画書（様式第10号）
- ⑧ 事業資金計画書（様式第11号）
- ⑨ 計測・検証計画書（様式第12号）
- ⑩ 契約終了後の対応（様式第13号）

イ その他

- ① アの内容のPDFデータ（CD-ROMまたはDVD-ROM） 1部
- ② グループの代表企業が提出すること。
- ③ 原則A4判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。
- ④ 提出部数は正1部及び副7部とする。
※副本については提案者の社名、その他の社名が特定できるような表記はしないこととする。
- ⑤ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和5年5月19日(金)17時00分まで

イ 提出場所：〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地
小川町建設課 土木グループ 小川町役場2階
TEL：0493-72-1221（内線264）
e-mail：ogawa12@town.saitama-ogawa.lg.jp

ウ 提出方法：持参もしくは郵送可

(6) 提案書に係る記載事項等

基本事項について

① 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、提案募集要項に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

② 提案書の様式について

別紙「道路照明灯・公園園内灯LED化業務委託提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として12ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

また、提出する提案書類にはページ数を記載すること。

(7) 提案書における提示条件

参加者は次の条件に基づき提案書を作成する。

① ギャランティード・セイビングス契約を実施できること。

② 町の実施スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。

③ 維持管理計画書を提出し、町の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。

④ 維持管理事業期間中に町が新設したLED照明灯や、開発行為等により原因者負担により新規設置され、町に移管されるLED照明灯についても、契約終了まで維持管理を行うこと。

⑤ 実施スケジュールで示した設備改修期間内に工事が完了しない場合、LED化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、町と協議を行うものとする。

(8) 提案のプレゼンテーション

無し

(9) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価（20点）

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行力	業務遂行できる能力があるか	専門技術職員数
業務経歴	当該業務を遂行のために必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数

イ 提案書に関する評価（８０点）

業務実施方針の妥当性 ① 業務内容が明確に示され、確実に業務が履行できる提案となっている
総事業費の妥当性 ①設備改修及び維持管理における事業費が安価であるか
設備改修に関わる方針
①効果的、効率的に現地調査等を実施するための具体的な工夫や提案がされている
②導入するLED照明器具が仕様書を満足している
③照明柱建替えの方針は具体的な内容となっている
④維持管理期間中における不具合及びトラブル発生時の迅速かつ現実的な対応が可能な体制が整っている
⑤既設照明灯等の撤去後の処理方法について具体的な計画がされている
業務工程計画の妥当性 設備更新における業務工程が、効率的かつ現実的な計画で提案されている
その他 本事業に関連し、本町にメリットのある付加サービス等の独自の提案がある

(10) 提案者の内定方法

小川町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、提案者を内定する。ただし、総合点が100点満点中60点に満たない場合は採用しないこととする。

(11) 提案書の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会(所管課)から通知する。

7 提案の内定者に関する事項

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。その後、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を内定者と随意契約により契約を締結する。

8 契約に関する事項

(1) 契約の手順

町と内定者は、協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

ア 契約の時期（予定）

令和5年6月

イ 契約保証金

無し

(2) 契約の概要

町と内定者が、本募集要項、提案書及び維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。

また、町と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(3) 支払いの概要

ア 設備改修工事費：令和6年3月 完了検査後

イ 維持管理事業費：令和6年4月から令和16年3月まで 年額均等払い

9 業務内容

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 対象設備

町が管理する照明灯及び更新対象照明灯の数量は以下を想定している。

ア 道路照明灯 管理数：1,046基 更新対象数：952基

イ 公園園内灯 管理数：66基 更新対象数：62基

(2) 現地確認・精査等

実施設計にあたり、台帳等を基に以下の内容について精査する。

ア 町が所有する全ての照明灯の位置調査（LED更新済も含む）

イ 所在地、引込柱、管理番号、お客さま番号など設備管理上必要となる各種情報の調査

ウ 更新対象照明灯の設備調査

灯具の種類、引込方法（単独、分電盤）、ワット数、アダプタの有無

エ 更新対象照明灯の専用柱、電柱共架アームの劣化判定

老朽化していると判定された場合は、対応について町と協議する。

(3) 電力契約の照合、電力契約申込み、共架申請（原則として、LED更新済のものも含む）

ア 電力会社と緊密に連携し、既設照明灯等に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合

イ 電力契約と既設照明灯等との数量相違の把握・整合

設備があつて電力契約がないもの、又は電力契約があつて設備がないものを選別し、電力会社及び町と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。

ウ 既設照明灯等のLED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込みの実施

エ 電力契約の突合調査結果及び減設申込み完了報告書の提出

(4) 台帳の更新

- ア 道路照明灯
 - ① 町が管理している道路台帳システムより抽出した道路照明灯情報（CSVデータ）の内容を、必要事項更新してデータ提出を行うこと。
 - ② 現地調査により得た道路照明灯の位置情報データについては、町が指定する形式で提出を行うこと。
 - イ 公園園内灯
 - 公園園内灯の情報がデータで管理できるようエクセル形式で台帳を作成すること。
- (5) 照明灯管理プレートの設置
- ア 管理番号を表記した管理プレート又はステッカーを、歩行者及び利用者から視認しやすい箇所に設置すること。
 - イ 管理番号は、既存の番号を廃止し、新たな番号を照明灯1基に対し1つ割り当てるものとする。ただし、管理番号の割り当て方法については、事前に担当課と協議すること。
 - ウ 管理プレート（ステッカー）の材質は、耐候性能があり、錆の発生がないものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。
 - エ 既にLED化されている道路照明灯及び公園園内灯についても、管理プレートを設置すること。
 - オ 本契約期間中において、町が新設した照明灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、町に移管される照明灯についても、管理プレートを設置すること。
- (6) 設備のLED化改修等に係る計画の策定、設計、施工及び施工管理
関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。
- ア 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。
 - イ 近隣住民や交通及び施設利用者に配慮し十分な安全対策を講じた施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。
 - ウ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。
 - エ 施工完了報告書の提出を行うこと。
- (7) 既設照明灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分
関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。
- ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。
 - イ 撤去工事の施工及び施工管理を実施すること。
 - ウ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、ガラス、ランプ、安定器、照明灯専用柱、根巻コンクリート）については、環境保護の観点から、原則再利

用し、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告すること。また、廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で処分すること。なお、廃棄したものについても再利用のものと併せて報告すること。

(8) 設備の維持管理・保証

ア 事業者は、引渡しの完了した対象設備について、維持管理に係る事業計画に基づき、町等からの修繕連絡を受けた後、該当設備を調査し、修繕等を行う。

イ 事業者は、既にLED化されている道路照明灯・公園園内灯についても、契約終了まで維持管理を行うこと。

ウ 事業者は、町が新設した照明灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、町に移管される照明灯についても、契約終了まで維持管理を行うこと。

エ 本契約にて更新した設備の設置後から契約満了（10年間）までの間、不点灯等の不具合発生時に速やかに対応を行うこと。

オ 事業者は、町等から受け付けた該当設備の故障（不点灯等）について原因究明を行い、原則5営業日以内に修繕を行う。ただし、やむを得ない事情により期間中の修繕が行えない場合には、日程等について町と協議を行う。

カ 緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した照明灯が道路を塞いでいる場合等）は、速やかに町へ報告するとともに応急的な対応作業を実施するものとする。

キ 修繕の際に生じる費用は、その損害の原因により次のとおり各々が負担することとする。

① 事業者が費用負担する場合

- (1) 改良した設備の不具合による故障
- (2) 本事業導入時の施工不良による故障
- (3) 本事業期間中の事業者による施工不良による故障又は破損

② 町が費用負担する場合

- (1) 清掃、近接樹木の伐採、除雪など町又は町の依頼による作業者の責による損害
- (2) 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故などその他偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害
- (3) 地震、噴火に起因する損害
- (4) 戦争、暴動、変乱による損害
- (5) その他、上記(1)以外で、事業者の責によらない損害

ク 事業者は、設備の修繕の実施結果及び設備の維持管理状況を定期的に町に

報告する。町は、維持管理が計画どおりではない、又は不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

ケ 事業者は、町が町民等から受けた要望（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）の設置、灯具の変更等の対応を行う。

(9) 省エネルギー効果の計測・検証・保証

ア 事業者は、提案書に示した電気料金削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するために、計測・検証業務を行うものとする。

イ 事業者は、年度毎にアの検証結果及び修理・交換等の記録を町に報告するとともに、町の確認を受けること。

ウ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に満たなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

(10) 照明柱の建て替え

ア 事業者は 40 基を初期費用で照明柱の建て替えを行う。

イ 建替え箇所は 10m テーパーポール 10 基、防犯灯ポール 20 基、公園灯ポール 10 基を見込むものとする。照明柱の仕様は、別紙のとおりとする。

ウ 施工は基礎も含むとして、基礎の流用は認めない。

公園園内灯の基礎について、調査の結果、基礎の流用が必要な場合は、町と協議を行うこと。

10 照明器具に関する事項

(1) 共通事項

ア 品質を保証する為、ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーの製品とすること。

イ 本町に納入実績があるメーカーの製品とすること。

ウ 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

エ 照明器具の製造・販売の実績が 20 年以上あるメーカーの製品とすること。

オ LED 照明器具の製造・販売の実績が 10 年以上あるメーカーの製品とすること。

カ 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。

キ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。

ク フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。

(2) 道路照明灯

ア 国土交通省発行「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）平成 27 年 3 月版」に適合すること。

イ 入力電圧は 100V から 200V までに対応できること。

ウ ワイヤーなどによる落下防止対策を講じること。

エ 既存道路照明灯と同等照度の路面照度を確保することを原則とし角度が調節できるものとする。

- オ 既設ポールに通常の設置が困難な場合は、異形アダプタを設置し、交換を行うこと。
- カ 定格寿命は60,000時間（光束維持率80%未満になった時）以上とし、安全な使用が可能であること。LED ランプでの更新の場合定格寿命は40,000時間（光束維持率80%未満になった時）以上とすること。
- キ 演色性は、平均演色評価数 Ra が70以上であること。
- ク 固有エネルギー消費効率は80lm/W以上であること。
- ケ 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能を搭載すること。
- コ IP（保護等級）は原則65以上とすること。
- サ 使用する製品のメーカーは統一すること
- シ 消費電力は下記を満たす機器であること。

KCE05L（水銀灯 250W 相当）	40W 以下
KCE07L（水銀灯 300W 相当）	60W 以下
KCE10L（水銀灯 400W 相当）	100W 以下

(3) 公園園内灯

- ア 入力電圧は100Vから200Vまでに対応できること。
- イ 既存園内灯と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- ウ 既存灯具に遮光機能（遮光板、上方光遮光機能等）が備わっている公園園内灯は、同様の機能を有すること。
- エ 定格寿命は60,000時間（光束維持率70%未満になった時）以上とし、安全な使用が可能であること。LED ランプでの更新の場合定格寿命は40,000時間（光束維持率80%未満になった時）以上とすること。
- オ 演色性は、平均演色評価数 Ra が70以上であること。
- カ 固有エネルギー消費効率は80lm/W以上であること。
- キ 灯具交換を基本とするが、デザイン灯などの特殊形状の箇所ではランプによる交換も可とする。
- ク IP（保護等級）は原則23以上とすること。

11 本提案募集要項についての問い合わせ先

小川町役場 建設課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

小川町建設課 土木グループ 小川町役場2階

TEL：0493-72-1221（内線264）

e-mail：ogawa112@town.saitama-ogawa.lg.jp

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知

を受けなかった者は、提案書を提出することができない。

- (2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書が無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。